

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令新旧対照条文
毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一 十九の二 （略） 十九の三 一ドデシルグアニジニウムⅡアセタート（別名ドジン）及びこれを含有する製剤。ただし、一ドデシルグアニジニウムⅡアセタート六五％以下を含有するものを除く。 十九の四 （略） 二十 三十一 （略） （劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 四の三 （略） 四の四 三ー（アミノメチル）ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、三ー（アミノメチル）ベンジルアミン八％以下を含有するものを除く。 五 十四 （略） 十四の二 OーエチルⅡSープロピルⅡ「（二E）ー二ー（シアノイミノ）ー三ーエチルイミダゾリジンー一ーイル」ホスホノチオアト（別名イミシアホス）及びこれを含有する製剤。ただし、OーエチルⅡSープロピルⅡ「（二E）ー二ー（シアノイミノ）ー三ーエ	（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一 十九の二 （略） 十九の三 （略） 二十 三十一 （略） （劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 四の三 （略） 五 十四 （略）

十四の三と十四の七
(略)

十五、三十一（略）

(1)
 ↳
 (47)
 (略)

(E) 一 二 一 三 一 (四) シアノフェニル 一 一 一 「三 一 (ト

(一) 一二 (二) 三 (三) 四 (四) シアノフェニル (五) 一 (六) 三 (七) トリフル

オロメチル)フエニル」エチリデン}—N—「四—(トリフルオ

ロメトキシ)フエニル」ヒドラジンカルボキサミドとの混合物(

(E) 一 二 一 三 一 (四) シアノフェニル 一 一 一 三 一 (トリ

フルオロメチル) フエニル〕エチリデン〕—N—〔四—(トリフ

ルオロメトキシ) フェニル」 ヒドラジンカルボキサミド 90% 以

上を含有し、かつ、
 (Z) ————
 (四) シアノフェニル

「三」（トリフルオロメチル）フエニル」エチリデン」

「四」(トリフルオロメトキシ)フエニル ヒトラシンカル

ミゾン）及びこれを含有する製剤

(49) |
 |
 (149) |

 (略)

三十三
七十二
(略)

七十二の二ードデシルグアニジニウムIIアセタート（別名ドジン

六五%以下を含有する製剤

十四の二と十四の六
(略)

十五
三十一
(略)

(1)
)
 (47)
 (略)

(48) |
 |
 (148) |
 (略)

三十三(七十二)略

七十二の三 (略)	七十二の二 (略)
七十三〜七十八 (略)	七十三〜七十八 (略)
七十九 バリウム化合物。ただし、次に掲げるものを除く。	七十九 バリウム化合物。ただし、硫酸バリウムを除く。
イ バリウムⅡ四―(五)クロロ―四―メチル―二―スルホナトフ エニルアゾ)―三―ヒドロキシ―二―ナフトアート	
ロ 硫酸バリウム	
八十〜百九 (略)	八十〜百九 (略)
2 (略)	2 (略)